

環境負荷低減事業活動の促進及び その基盤の確立に関する基本的な方針（案）の概要

第1 環境負荷低減事業活動の促進の意義・目標

2024年までに環境負荷の低減に取り組むモデルを50地区創出する。
こうしたモデルの横展開や、既存技術の導入を促進すること等により、みどり戦略のKPI2030年目標のうち、以下の目標の達成を目指すものとする。

- ・ 化学農薬使用量（リスク換算）を10%低減
- ・ 化学肥料使用量を20%低減
- ・ 有機農業の取組面積を6.3万haに拡大
- ・ 燃料燃焼による二酸化炭素排出量を10.6%削減
- ・ 加温面積に占めるハイブリッド型園芸施設等の割合を50%に拡大

第2 環境負荷低減事業活動の実施に関する基本的事項

農林漁業者による、環境負荷の低減と持続性の確保に資する、地域の特性と実情に応じた**創意工夫の取組**を推進する。

【環境負荷低減事業活動について】

- ① 農林漁業者が行う事業活動であること。
- ② 法第2条第4項に定める環境負荷の低減を図るために行う事業活動であること。
- ③ 経済的な合理性を有している等、持続性の確保に資するものであること。

第3 特定区域の設定に関する基本的事項

地域のモデル的な取組について、地域の特性と実情を踏まえ、地方公共団体が自らの発意で、促進する取組内容及び区域を設定できる。

【特定環境負荷低減事業活動について】

- ① 有機農業や地域資源の活用、先端技術の活用等の活動類型に該当すること。
- ② 原則、複数の農林漁業者が共同で取り組むものであること。
- ③ 地方公共団体と連携した技術指導への協力等、環境負荷低減事業活動の地域における普及拡大に努めること。

【特定区域の設定に関する基本的考え方】

- ① 区域内において、環境負荷の低減を図る取組を相当程度実施又は拡大することを目指すこと。
- ② 農業集落、学区、旧行政区域など一定のまとまり*を有することを基本とすること。
（*地域の取組実態等を勘案し、飛び地も含めて設定可能。）

【有機農業の栽培管理に関する協定の区域に関する基本的考え方】

協定区域は、地域の実情に照らし、関係する農用地の所有者等が合意できる範囲で、協定の効果が期待できる一定のまとまりを有するものとする。

第4 地方公共団体による基本計画の作成に関する基本的事項

基本計画は、地域のモデル的取組の創出と横展開を効果的に進める観点から、都道府県と市町村が協力・連携し、共同して作成できる。

【計画作成時の主な留意点・配慮事項】

- ・ 5年間を目途として**定量的な目標を定める**ものとする。
- ・ **都道府県が主導して**域内**全ての市町村と連名の基本計画を作成することを基本**とする。ただし、地域のモデル的な取組の創出に取り組むため、**市町村が主導して**、都道府県と連名で**作成することも可能**とする。
- ・ 計画作成に当たっては、地方公共団体が独自に策定している農林水産施策に関する計画等の**既存計画を有効活用**できるものとする。
- ・ 地域の食料システムの**関係者の合意形成**を促すことに配慮するものとする。

第5 基盤確立事業の実施に関する基本的事項

農林漁業者以外の事業者が持つ技術や知見等を取り入れ、**農林漁業者が容易に環境負荷低減に取り組める**よう、先端技術の開発・実証、販路開拓等の事業を推進する。

【基盤確立事業について】

- ①法第2条第5項に定める事業であって、労働負荷の増大や収量の低下等の**環境負荷低減に伴う課題に対処し、又は、農林漁業者の所得向上につながる新たな付加価値の創出に寄与**するものであること。
- ②事業展開による効果が**広域的**に寄与すること。
- ③現行の技術水準や普及状況に鑑み、事業内容が一定の**先進性**を有すること。

第6 その他重要事項

国は、環境と調和のとれた食料システムの確立を図るため、関係法令に基づく措置の有効活用、法に基づく認定制度と予算事業との連携等、**総合的に施策を推進**するものとする。